

## 岩手県に入猟しようとする者の狩猟者登録の取扱いについて

平成 30 年度において、他の都道府県から岩手県に入猟しようとする者の狩猟者登録の取扱いは、次のとおりです。

### 1 狩猟者登録申請書の提出先

公益社団法人岩手県猟友会

〔住所〕〒020-0023 盛岡市内丸 16-15 内丸ビル 506 号

〔連絡先〕電話 019(622)2358 / Fax 019(681)1935

### 2 提出書類等

- |  |     |
|--|-----|
| (1) 狩猟者登録申請書   | 1 部 |
| (2) 狩猟者登録用として再交付を受けた狩猟免状又は各都道府県猟友会長が狩猟免状を有することを証明した書面                              | 1 部 |
| (3) 当該年度の(一社)大日本猟友会の共済保険の被保険者であることの証明書、あるいは、損害保険会社の損害保険契約の被保険者であることの証明書又は資産に関する証明書 | 1 部 |
| (4) 写真(最近6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0cm、横2.4cmのもの。裏面に氏名及び撮影年月日を記入すること)            | 2 枚 |

### 3 狩猟税の減免措置を受ける場合に必要書類

#### (1) 対象鳥獣捕獲員

- |                                   |     |
|-----------------------------------|-----|
| ① 岩手県内市町村長による、対象鳥獣捕獲員であることを証明する書類 | 1 部 |
|-----------------------------------|-----|

#### (2) 認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者

- |   |     |
|---|-----|
| ① 認定鳥獣捕獲等事業者の認定証の写し<br>捕獲等従事者として所属する認定鳥獣捕獲等事業者が現に受けている認定に係る認定証(鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(以下「鳥獣保護管理法」という。)施行規則第19条の9第1項に規定するもの)の写し。   | 1 部 |
| ② 認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者であることを証する証明書  | 1 部 |
| ③ 申請者が所属していた認定鳥獣捕獲等事業者により認定鳥獣捕獲等事業(認定を受けた猟法・対象種等の認定に係る鳥獣捕獲等事業)が実施されたことを証する書類<br>当該事業の委託契約書の写し等。なお、当該事業は、申請前1年以内に、岩手県内において実施されたものであって、かつ、鳥獣保護管理法第9条第1項の許可を受けた者又は当該許可を受けたとみなされた者が行うものに限ります。 | 1 部 |
| ④ 上記③の事業に従事した際の従事者証の写し<br>従事者証に記載された内容(有効期間、捕獲等の目的・区域等)が、上記③の事業に対応したものに限り。なお、従事者証に記載の目的は、鳥獣保護管理法第9条第1項に規定する鳥獣の管理に係るものに限り。   | 1 部 |

(3) 許可捕獲者（許可の区域に岩手県内が含まれる場合に限る）

① 狩猟者登録の申請前1年以内に、鳥獣保護管理法第9条第1項の許可を受け、当該許可に係る捕獲等をした者

ア 鳥獣保護管理法に基づく許可証又は従事者証の写し…………… 1部

イ 捕獲等の結果を示す書面…………… 1部

許可証の「報告欄」の記載をもって「捕獲等の結果を示す書面」とします。このとき、許可捕獲実績が申請前1年以内のものであることを明示するため、報告欄の「備考」欄等に、実際に許可に係る捕獲等に従事した日付を記載しなければなりません。

なお、許可の目的は、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系にかかる被害の防止等の目的でなければなりません。

また、やむを得ない理由により、許可証の写しを提出ができない場合は、許可権者（市町村長）が発行する証明書をもって代えることができます。（参考様式1）

② 狩猟者登録の申請前1年以内に、鳥獣保護管理法第9条第1項の許可を受けた者の従事者として、鳥獣の捕獲等に従事した者

ア 鳥獣保護管理法に基づく従事者証の写し…………… 1部

イ 捕獲等の結果を示す書面…………… 1部

従事者については、許可を受けた者による捕獲等の結果の証明が必要です。（参考様式2）

なお、許可の目的は、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系にかかる被害の防止等の目的でなければなりません。

また、やむを得ない理由により、従事者証の写しを提出ができない場合は、許可権者（市町村長）が発行する証明書をもって代えることができます。（参考様式3）

4 狩猟税、狩猟者登録手数料及び郵送料

(1) 狩猟税

区 分	狩 猟 税
ア 網猟又はわな猟でイ以外の者	8,200円
イ 網猟又はわな猟で当該年度の都道府県民税の所得割額を納付することを要しない者のうち、控除対象配偶者又は扶養親族に該当する者（農業、水産業又は林業に従事している者を除く。）以外の者で、住所地の市町村長の発行した証明書を添付した者	5,500円
ウ 第一種銃猟でエ以外の者	16,500円
エ 第一種銃猟で当該年度の都道府県民税の所得割額を納付することを要しない者のうち、控除対象配偶者又は扶養親族に該当する者（農業、水産業又は林業に従事している者を除く。）以外の者で、住所地の市町村長の発行した証明書を添付した者	11,000円

オ <u>第二種銃猟</u>	5,500 円
カ 対象鳥獣捕獲員である者	課税免除
キ 認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者である者	課税免除
ク 狩猟者登録の申請前1年以内に、鳥獣保護管理法第9条第1項の許可を受けた者又はその捕獲等に従事した者	上記ア～オに係る 税額の半額 (100 円未満切捨て)

(2) 狩猟者登録手数料..... 1,800 円

(3) 郵送料..... 不要  
 狩猟者登録証、狩猟者記章及び鳥獣保護区等位置図の送付は、宅配便による料金着払いです。

(4) 納付方法

狩猟税及び狩猟者登録手数料は、現金書留又は銀行振込です。

【振込先】岩手銀行県庁支店 普通預金 0021021 公益社団法人岩手県猟友会

## 5 受付期間

平成 30 年 9 月 14 日から狩猟期間内。(土日祝日は除く。)

ただし、10 月 5 日までに申請書が到着しない場合は、11 月 1 日までに狩猟者登録証の交付ができない場合があります。

## 6 その他

(1) 申請書等に不備がある場合(記入漏れ、添付書類の不足等)は受理できませんので、申請書の裏面の記載箇所にも十分に留意するようお願いします。なお、第一種銃猟免許又は第二種銃猟免許の場合は、猟銃・空気銃所持許可証の番号及び交付年月日を記載してください。

(2) 狩猟者登録証の交付は、申請書の審査や処理に時間を要することから、当日発行は行いません。

(3) 申請書はできる限り猟友会等で取りまとめのうえ、別添「狩猟者登録申請書送付書」により一括申請をお願いします。

(4) 申請書の送付及び狩猟者登録証の返納の際は、書留などの配達を確認できる方法で送付してください。

(5) 狩猟事故の防止を図るため公益社団法人岩手県猟友会では、県内在住の狩猟者に対して、狩猟期前の射撃訓練を行い、狩猟者登録申請書にその射撃証明書の添付を行っております。

県外から入猟される皆さまも、この趣旨を何卒ご理解のうえ、それぞれ射撃訓練を行い、狩猟者登録申請書に当該年度の射撃証明書を添付のうえ申請するよう御協力をお願いします。

また、射撃証明書(スコアカード等)については、登録証交付時に返却いたします。詳細については、公益社団法人岩手県猟友会にお問い合わせください。

## 岩手県からのお知らせ

### 1 岩手県で捕獲された野生鳥獣肉の出荷制限について

岩手県では、平成24年7月26日以降、ニホンジカの肉、ツキノワグマの肉及びヤマドリの肉について、県全域を対象に国から出荷制限指示が出されており、現在も継続しています。

このため、岩手県内で捕獲したニホンジカの肉、ツキノワグマの肉及びヤマドリの肉を出荷しないようお願いします。

なお、これまでに実施した野生鳥獣肉の放射性物質検査結果等は、岩手県ホームページ等で公表しております。

### 2 狩猟期間について

岩手県の狩猟期間は、対象鳥獣ごとに下記のとおりです。

- |             |                   |
|-------------|-------------------|
| ○ニホンジカ・イノシシ | 11月1日から3月31日      |
| ○ツキノワグマ     | 11月1日から2月15日（予定）※ |
| ○キジ・ヤマドリ    | 11月15日から1月15日     |
| ○その他        | 11月15日から2月15日     |

※ 正式には県報告示にて通知

### 3 その他

捕獲した獲物（シカ等）については、原則持ち帰る、又は埋設等により適切な処理を行い、山野に放置しないようお願いします。

### 狩猟者登録申請書送付書

平成 年 月 日

公益社団法人岩手県猟友会長 様

【送付者】

住所(〒 )

氏名(名称)

日中連絡用電話番号

連絡用ファックス番号

No.	登録証の種類	氏名	狩猟税(円)	手数料(円)	合計(円)	備 考
				1,800		
				1,800		
				1,800		
				1,800		
				1,800		
				1,800		
				1,800		
				1,800		
				1,800		
				1,800		
				1,800		
	合 計	件	円	円	円	